

## 新居浜工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成25年7月1日規程第1号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止等については、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号。以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(校長及び監督者の責務)

第2条 校長は、本校におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

2 教職員及び学生等を監督・指導する地位にある者（校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、学科主任、技術室長、事務部長及び課長とし、以下「監督者」という。）は、本校におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員及び学生等の責務)

第3条 教職員及び学生等は、機構規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が定める指針等に従い、いかなるハラスメントも行ってはならない。

2 教職員及び学生等は、ハラスメントの解決に向けて協力を求められた場合は協力しなければならない。

(防止委員会)

第4条 本校に、ハラスメントの防止等を適切に実施するため、新居浜工業高等専門学校ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ハラスメントの防止等に関する基本的事項
- (2) ハラスメントの具体的事案への対応に関する重要事項
- (3) その他校長が必要と認めた事項

3 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事
- (3) 学生主事
- (4) 寮務主事
- (5) 専攻科長
- (6) 事務部長
- (7) 校長が必要と認める者（第5条に規定する相談員を除く。）

4 防止委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

5 防止委員会委員長（以下「委員長」という。）は、防止委員会を招集し、その議長と

なる。

- 6 委員長に事故があるときは、教務主事がその職務を代行する。
- 7 防止委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 委員長は、必要であると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(苦情相談)

第5条 教職員、学生等又は関係者から、ハラスメントに関する苦情の申し出及び相談（以下「苦情相談」という。）がなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける教職員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 事務部長
- (2) 学生主事
- (3) 学生相談室長
- (4) 学生相談員及びカウンセラー
- (5) 校長が指名した教職員

3 前項第5号の相談員には、女性教職員を含むものとする。

4 苦情相談は、第2項に規定する相談員のいずれかに対し、随時行うことができる。

5 苦情相談に関して必要な事項は、校長が別に定める。

(苦情相談の対応)

第6条 相談員は、苦情相談の対応に当たっては、機構規則第9条第2項及び第3項に規定する事項に留意するものとする。

(相談後の対応)

第7条 相談員は、苦情相談に応じた場合は、当該相談の内容及び当事者等に対して指導助言した内容について、校長に報告するものとする。

(調査委員会)

第8条 校長は、前条の報告を受けた場合、ハラスメントに起因する問題が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その事実関係を十分調査する必要があると認められるときは、その都度調査委員会を設置し、事実関係の調査等を行わせるものとする。

2 調査委員会の委員長及び委員は、ハラスメントの事案に応じて、校長が指名する。この場合において、調査委員会の委員には、本校人権擁護委員会規程に規定する委員のうち若干人及び女性の相談員を含む複数の相談員を加えなければならない。

3 調査委員会は、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、当該者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4 調査委員会は、事実関係の確認等が終了した場合は、その結果を校長に報告しなければならない。

(事後措置等)

第9条 校長は、相談員及び調査委員会の報告等に基づき、必要と認められる場合は、人事管理上又は教育上必要な措置を講じるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 校長、監督者その他の教職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員、学生等又は関係者に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校セクシュアル・ハラスメント苦情相談等に関する規程（平成16年3月22日制定）は廃止する。